**まちの放送局ディレクターズクラブ　会則**

**（名称）**

1. この会は、まちの放送局ディレクターズクラブという。

**（所在地）**

1. この会を次の住所地におく

長野市稲田２－５３－９　阿部方

**（目的）**

　　・住民ディレクター活動をする市民のネットワーク化

　　・住民ディレクター活動を通して、地域の暮らしを記録し発信するとともに、次世代の担い手を育成する

**（事業）**

1. 上記の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう

　　・インターネット放送局ながのTVでの情報発信

・住民ディレクターに関する講師派遣・講座開催等

　　・全国の住民ディレクターとの交流事業

　　・その他、住民ディレクター、ボランティア活動に関すること

**（構成メンバー）**

1. この会の構成員は、会の目的に賛同した個人をもって組織する

**（役員）**

1. 会に次の役員を置く

　（1）代表　 1名

　（2）事務局 1名

**（収入）**

1. 会の運営及び事業に要する経費は、会費、寄付金、補助金等の収入をもって賄う

**（設立年月日）**

1. この会を平成25年4月14日設立する。

（附則）

1. この会則は平成25年4月14日より施行する

この会則の内容について事実と相違ないことを証明します。